

新潟県耕作条件改善事業補助金交付要綱

平成 28 年 12 月 22 日 農整第 573 号制定
令和 7 年 7 月 15 日 農整第 163 号最終改正

(趣旨)

第 1 知事は、農地の耕作条件改善による集積・集約化を促進するため、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）及び農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）に基づき交付対象事業者が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付基準)

第 2 第 1 に規定する交付対象事業者は、別表に掲げるところによるものとする。また、別表に定める基準により交付するものとする。

(単年度交付限度額)

第 3 国の農地耕作条件改善事業交付金に係る補助金の年度ごとの交付限度額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

$$\text{単年度交付額} = A + B \times \alpha$$

A：実施要綱第 7 の 2 に定める農地耕作条件改善計画（以下「計画」という。）に位置付けられた国交付要綱別表 2 の経費の欄の 1 に掲げる事業に係る単年度交付限度額

B：計画に位置付けられた国交付要綱別表 2 の経費の欄の 2 に掲げる事業に係る単年度交付限度額算定のための事業費

α ：国交付要綱別表 2 の経費の欄の 2 に係る交付率の欄に定める交付率

- 2 交付対象事業者は、単年度交付限度額の範囲内で、計画内の経費間及び年度間で、予算の調整を行うことができるものとする。ただし、交付対象事業について、国の補助等の割合について個別の法令等に規定がある場合を除く。
- 3 補助金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、2 の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて 1 の規定より算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（以下「差額」という。）は、計画ごとに次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができるものとする。
- 4 3 の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行うものとする。
- 5 交付対象事業者（市町村に限る。）が間接交付対象事業者（実施要綱第 5 の 1 に定める事業実施主体のうち、市町村から交付された交付金により実施要綱に基づく事業を実施する者をいう。以下、同じ。）に

対し、交付対象事業に要する経費の一部について交付をする交付対象事業においては、当該交付対象事業者（市町村に限る。）が当該間接交付対象事業者に対して交付をする費用の額の範囲内の事業費に限り、2、3及び4の規定を適用する。

（交付の条件）

第4 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第7に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第7に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業が完了し、又事業を中止し若しくは廃止した場合において、工事材料その他の物件が残存するときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 事業により区画形質が変更され、若しくは造成された農地又は事業により造成されたかんがい排水施設について、その受益地の全部又は一部が土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の公告のあった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。次号において同じ）の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、その転用の規模が小さいこと等知事が別に定める理由を除き、交付した補助金のうち転用面積に対応する部分の金額（知事がこれより少ない金額を定めたときは、その定めた金額）を県に返納させること。
- (10) 事業により区画形質が変更され、若しくは造成された農地又は事業により造成されたかんがい排水施設について、土地改良法第113条の3第2項の公告のあった日の属する年度の翌年度から起算して8年以内に、昭和45年7月4日付け45農地A第1086号農林事務次官通達記の2の(1)に掲げる事由が生じた場合（知事が特にやむ得ないと認めた場合を除く。）には、交付した補助金のうち開田面積に対応する部分の金額（事業の受益地外の開田された土地に対して用水を使用した場合にあっては、当該かんがい施設につき交付された補助金の額を当該受益地の面積で除して得た額に当該使用に係る土地の面積を乗じて得た額）を県に返還させること。
- (11) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (12) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (13) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (14) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間内にあるものについては、別記第1号様式による財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しておかななければならないこと。
- (15) 交付対象事業者（地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。）は、事業の一部を第三者に委託する

場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事にあらかじめ提出すること。

- (16) 交付対象事業者（地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。）は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (17) 交付対象事業者（地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。）は、(16)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第10号様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させないこと。
- (18) 規則第15条第2号各号のほか、補助事業者が、補助事業の実施に関し法令に違反したときは、規則第4条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

（交付申請書）

第5 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第2号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第3号様式によるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

（変更の承認申請）

第6 第4の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第4号様式による補助金事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第7 第4の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 交付対象事業者の名称の変更
- (2) 異なる農地耕作条件改善計画間の流用
- (3) 国交付要綱第3の(1)から(2)への事業の変更

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第8 第4の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第5号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合の報告）

第9 第4の(4)の規定により知事の指示を受けること。歳出予算の繰越しを必要とする場合においては別記第6号様式による繰越等承認申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して10日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第11 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く)の末日(第1・四半期にあつては、7月末日)現在において、別記第7号様式により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日(第1・四半期にあつては、7月10日)までに知事に提出して行うものとする。ただし、知事が別に定める概算払請求書を提出したときは、これをもって事業遂行状況報告書の提出に代えることができる。

(実績報告書)

第12 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第8号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日(第8による廃止の承認があつたときを含む。以下、同じ。)から起算して30日(繰越事業にあつては、15日)を経過した日又は事業の完了した年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 第5第2項ただし書により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 第5第2項ただし書により交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額した市町村等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合にあつても、その状況等について、規則第13条の規定により額の確定のあつた日の翌年6月10日までに報告すること。

(補助金の返還等)

第13 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を県に返還しなければならない。

2 第8の補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがある。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

3 前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されて

いるときは、当該補助金の全部又は一部を県に返還しなければならない。

- 4 第2項(1)から(3)までの規定による取消しに関し、前項の返還の返還を求められたときは、その求めに係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前2項の補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

- 第14 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「農林水産省令」という。)別表に掲げる財産については、同表に定められている処分制限期間に相当する期間
 - (2) 農林水産省令別表に掲げる財産以外の財産で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に耐用年数が定められているものは、その耐用年数に相当する期間

(概算払)

- 第15 補助金の概算払については、別に定める。

(市町村が補助金を交付する際に付すべき条件)

- 第16 別表の2の事業に係るものにあつては、市町村は、別表に定める交付対象事業者に対し補助金を交付する際は、本要綱第4、第6から第9まで及び第11から第14までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

- 第17 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。
- 2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き所轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(雑則)

- 第18 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は別に定める。

附 則(平成28年12月22日農整第573号)

- 1 この要綱は、平成28年12月22日から実施する。

附 則(平成30年7月11日農整第570号)

- 1 この要綱は、平成30年7月11日から実施する。

附 則（令和2年6月29日農整第552号）

- 1 この要綱は、令和2年6月29日から実施する。

附 則（令和3年3月30日農管第637号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和3年9月1日農整第372号）

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から実施する。

附 則（令和4年5月16日農整第35号）

- 1 この要綱は、令和4年5月16日から実施する。

附 則（令和6年9月20日農整第242号）

- 1 この要綱は、令和6年9月20日から実施する。

附 則（令和7年7月15日農整第163号）

- 1 この要綱は、令和7年7月15日から実施する。